

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設の設置者 様
各指定一般相談支援事業者

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定障害福祉サービス事業所等の移転の際における取扱いについて

このことにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」と言う。）に基づき指定された障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び一般相談支援事業所（以下「事業所等」と言う。）が、所在地を変更（移転）する場合には、法第46条等関係規定に基づき変更（移転）後10日以内に指定を受けた北海道知事（以下「知事」と言う。）あてに変更届を提出しなければならないとしているところです。

しかしながら、平成24年4月に指定都市及び中核市である札幌市長、旭川市長及び函館市長（以下「市長」と言う。）に事業者指定等の権限が委譲されたことに伴い、これら3市長と知事が所管する区域間で事業所等を移転する場合につきましては、法第106条に規定する事業者指定権者の異なる区域間の移転となることから、変更届による事後の処理では無く、移転先の区域を所管する市長に対し新たに指定を申請の上、当該市の指定基準に基づき事業者の指定を受ける必要があります。

しかしながら、これまで道内において統一的な取扱いとなっていない状況にありましたので、今後、このような事例が生じた場合には、移転前の事業所所在地を所管する総合振興局（振興局）に対し事前相談の上で廃止届を提出することとし、併せて移転先の区域を所管する市長あて新規指定申請を行い、当該市長より事業者指定を受けた上でサービスの提供を行うようお願いいたします（この逆の場合（札幌市、旭川市及び函館市内から知事所管区域への移転）においても同様の取扱いとなります）。

記

1 適用年月日

平成27年4月1日

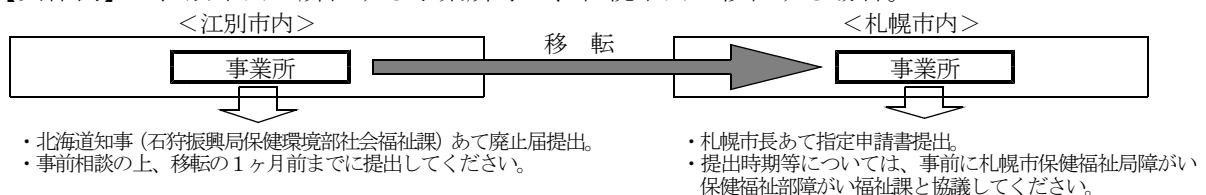
（但し、平成27年4月1日以降に事業所を移転する場合であっても、下記「2 留意事項等」のとおり3月31日以前に事前相談・各種手続等が必要となりますので、御注意ください。）

2 留意事項等

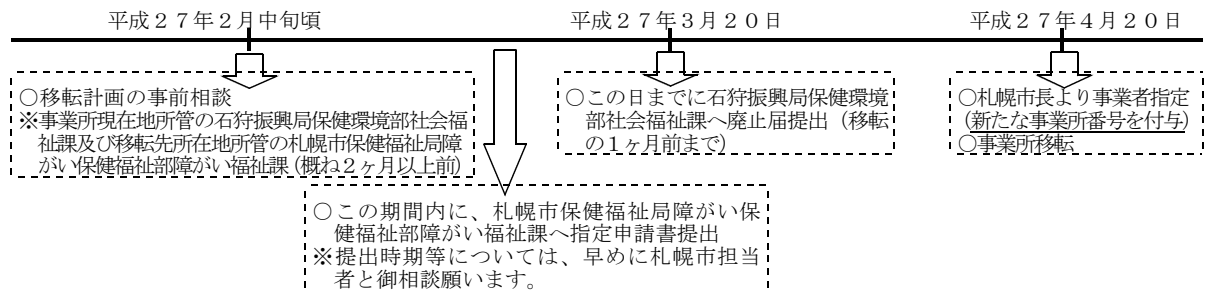
今後、同様の事例が発生した場合には、事前に（移転の概ね2ヶ月以上前までに）現在の事業所等所在地及び移転先の地域を所管する総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課及び市役所担当課へ御相談願います（廃止届の提出時期は、法に基づき移転の1ヶ月前までとなります）。

また、移転に伴い事業所番号も変更となりますので、あらかじめ御承知願います。

【具体例】 江別市内に所在する事業所等が、札幌市内に移転する場合。



【平成27年4月20日に事業所を江別市内から札幌市内へ移転する場合のスケジュールの例】



※ 上記のスケジュールはあくまで一例です。実際の移転にあたっては、現在の事業所等所在地及び移転先の地域を所管する総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課及び市役所担当課と協議願います。

事業指定グループ

電 話：011-204-5935

ファクシミリ：011-232-1097